

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告 示

鳥取県告示第六百三十八号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二  
条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、  
同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十八年十二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 目 次

- ◇告示 農地法に基づく土地配分計画の作成  
種畜証明書の書換交付があつた旨の通知  
農業構造改善事業促進対策費補助金交付要綱  
の廃止
- 肥料の登録の有効期間の更新  
牛の結核病検査等の実施  
健康保険法による保険医の登録  
昭和三十八年十一月二十九日付け鳥取県教育  
委員会告示第三十二号中訂正
- ◇正誤

計	土地	区分	地区名	所在地	入	植	増	反	団	体	摘	要
	大徳山	(工区)	郡市	町村	大字	予定 口数	予定 面積	予定 面積	予定 口数	予定 面積	予定 面積	
	(光徳)		西伯	名和	加茂	三	三三、二二五	反	一	一	一	承継入植(三口)
			東坪			三	三三、二二五		一	一	一	承継入植(三口)

鳥取県告示第六百三十九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、次の種畜について種畜証明書の書換交付のあつた旨通報があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和三十八年十二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号 旧名 新 前名 種類 生 年 月 日 飼養者住所氏名

昭三十八鳥取二 第十七号 隆 栄 第二十栄光 肉用牛 昭和三十七年一月二十日、鳥取県西伯郡会見町 嵐

鳥取県告示第六百四十号

農業構造改善事業促進対策費補助金交付要綱（昭和三十七年十一月鳥取県告示第六百号）は、昭和三十八年十月三十一日限り廃止する。

昭和三十八年十二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百四十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和三十八年十二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 鳥取県第二六六号	肥料の名称 丸協桑複合特号	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及び氏名 倉吉市堺町二丁目九六四 倉吉市農業協同組合 組合長理事 磯 江 義 博	
		窒素全量		りん酸全量
		八・二	七・三	三・〇

鳥取県告示第六百四十二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十八年十二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ症予防

のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病検査及びブルセラ病検査

牛 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一構内で飼育している牛。

ただし、生後六月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一

月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び投薬の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査

肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与

別表	結核病検査及びブルセラ病検査	ブルセラ病検査
一 実施期日	二 実施区域	三 実施場所
十二月十六日	倉吉市	福光、国分寺検診場
"	赤碓町	高岡、金屋 "
"	倉吉市	大沢、不二岡 "
"	大栄町	瀬戸、六尾 "
"	三朝町	本泉、湯谷、大柿 "
"	赤碓町	畜産試験場
"	倉吉市	横手、下米積検診場
"	東伯町	平和 "
三十九年一月六日	倉吉市	杉下、森藤 "
"	金屋	金屋 "
"	倉坂	倉坂 "
"	上法万	上法万 "

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施期日	実施区域	実施場所
十二月十九日	倉吉市	福光、国分寺 検診場
"	赤碓町	高岡、金屋 "
"	倉吉市	大沢、不二岡 "
"	大栄町	瀬戸、六尾 "
"	三朝町	本泉、湯谷、大柿 "
"	赤碓町	畜産試験場
"	倉吉市	横手、下米積 検診場
"	東伯町	平和 "
"	杉下、森藤	杉下、森藤 "
"	金屋	金屋 "
"	倉坂	倉坂 "
"	上法万	上法万 "

鳥取県告示第六百四十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ

五第一項の規定により、次のように保険医の登録をした

ので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十八年十二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の登録年月日

久場 長毅 倉吉市宮川町一 鳥医 昭和三十八年

外科病院内 二九 清水整形 一〇二〇 十一月二十九日

正 誤

昭和三十八年十一月二十九日付け鳥取県教育委員会告示第三十二号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤 正

五 上 三 昭和三十八年 十一月二十三日 昭和三十八年 十二月二十三日